

学生、保護者の皆様へ

2020年4月30日

学校法人尚綱学院 学院長 佐々木 公明
尚綱学院大学 学長 合田 隆史

「授業料、施設設備費の考え方について」

国及び宮城県から緊急事態宣言が発せられている状況の中、本学では、皆さんの学業における支障が出来る限り無いように、様々な授業の方法を検討し準備を進めて参りました。標題件につきまして、本学の考え方をお伝え申し上げます。

大学ホームページにも掲載し、告知申し上げている通り、4月22日より、非対面型授業を行っております。

大学は、学生の皆さんの学業を保障する義務があり、一方では新型コロナウイルスの感染から皆さんの健康と安全を守らなければなりません。本学教職員はそのために出来る事を学生の皆さんに寄り添い、常時相談に応じることを徹底しているところであります。

「授業料」についてですが、大学は4年間の在学期間で124単位以上を取得することが卒業要件となっていて、これをもとに授業料が決められています。

卒業までの間、学生の皆さんに絶えることなく就学の機会を提供するための教職員を維持管理し、教育に係る費用を賄うために毎年度頂いているものです。

また「施設設備費」は、大学の施設や設備を設置し、維持整備、管理するために必要な費用です。したがって、いわゆる施設利用料とは性格が異なるものです。

具体的には校舎、体育館、学生棟、部活部室棟、図書館などの建物のほか、図書、パソコン、学習支援システム、電話やインターネット関連の通信設備、印刷機器、電気、水道を使うための費用や、維持するための修繕費などです。

以上のように、これらの経費は、みんなで支えあうことによって成り立っている経費です。

なお、本学は、非対面型授業の整備を進める一方で、新型コロナウイルスの影響により急変する家計や通信環境の整っていない学生の皆さんを支援するための支援策を検討しています。

一刻も早く新型コロナウイルスが収束し、安心して大学のキャンパスに通学し、皆さんと顔を合わせた授業が開始できることを心より願っております。今後も、また、家計の急変などがあり、学費についての相談が必要ということであれば、学生生活課にて様々なサポートをしておりますので、ご相談ください。